



2021/11/24 10:48 現在の情報です。

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号  
株式会社出前館

会社法人等番号	1200-01-089729	
商号	株式会社出前館	
本店	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号	
公告をする方法	電子公告とする。 <a href="https://corporate.demae-can.com/">https://corporate.demae-can.com/</a> ただし、事故その他のやむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	
会社成立の年月日	平成11年9月9日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宅配サービスの受注代行業</li> <li>2. 宅配サービスに関連する機器・備品等の受注代行業</li> <li>3. 広告に関する企画、制作及び販売業</li> <li>4. 食料品・酒類等の販売、輸出入、販売代理及び配達代行業</li> <li>5. 飲食店の経営</li> <li>6. 商品・サービス等の販売、輸出入、販売代理及び配達代行業</li> <li>7. 市場・顧客等に関する調査、分析、企画及びコンサルティング業</li> <li>8. 印刷出版業、広告代理業及びイベント企画業</li> <li>9. インターネット等を利用した情報処理サービス業及び情報提供サービス業</li> <li>10. ウェブサイト・デジタルコンテンツの企画、設計、開発、運営及び販売業</li> <li>11. コンピューターに関するハードウェア・ソフトウェアの企画、開発、製造、販売、運用、リース及び保守サービス業</li> <li>12. 生命保険募集及び損害保険代理店業</li> <li>13. 労働者派遣業及び有料職業紹介業</li> <li>14. 介護保険法に基づく居宅サービス事業</li> <li>15. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</li> <li>16. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</li> <li>17. フランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業</li> <li>18. インターネット、携帯情報端末機を利用した広告</li> <li>19. 不動産、証券、債権、動産、その他資産の取得、投資及び管理</li> <li>20. 店舗、店舗設備器具、商品陳列器具及びこれらの部品の売買並びに賃貸</li> <li>21. その他適法な一切の事業</li> <li>22. 前各号に附帯する一切の事業</li> </ol>	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	1億5000万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 8548万6500株	
	発行済株式の総数 1億154万400株	令和 3年 9月30日変更 令和 3年10月13日登記
	発行済株式の総数 1億3106万7900株	令和 3年 9月30日変更 令和 3年10月13日登記
資本金の額	金161億1342万2932円	
	金294億9081万6724円	令和 3年 9月30日変更 令和 3年10月13日登記
	金551億2068万6724円	令和 3年 9月30日変更 令和 3年10月13日登記
株主名簿管理人の氏名又は名称及び	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン本店	

住所並びに営業所		
役員に関する事項	取締役 舛田 淳	令和 2年11月26日重任
	取締役 藤井 英雄	令和 2年11月26日重任
	取締役 藤原 彰二	令和 2年11月26日重任
	取締役 鈴木 孝知	令和 2年11月26日就任
	取締役 清村 遙子	令和 2年11月26日就任
	取締役 森 一生	令和 2年11月26日就任
	取締役 富山 浩樹	令和 2年11月26日就任
	札幌市東区北四十六条東七丁目1番1号 代表取締役 藤井 英雄	令和 2年11月26日重任
	監査役 赤塚 宏 (社外監査役)	令和 2年11月26日重任
	監査役 奇高 杆	令和 2年11月26日重任
	監査役 鈴木 孝光 (社外監査役)	令和 2年11月26日重任
	監査役 辻 哲哉 (社外監査役)	令和 2年11月26日就任
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	令和 2年11月26日重任
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p>	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p>	
支店	1 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	
新株予約権	<p>第9回新株予約権 新株予約権の数 630個</p> <p>なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式25万2000株とし、下記「新株予約権の目的た</p>	

る株式の種類及び数又はその算定方法」により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式400株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金155円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{調整後} & \text{調整前} & & \text{新規発行} & & 1 \text{株あたり} \\ & \text{行使価額} & \text{行使価額} & \times & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & & & \text{既発行株式数} + & & \\ & & & & \text{新規発行前の1株あたりの時価} & & \\ & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} & & \end{aligned}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年12月1日から平成33年12月11日まで

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、平成27年8月期から平成29年8月期までのいずれかの期の経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

（a）経常利益が5億1000万円を超過していること

行使可能割合：20%

（b）経常利益が6億5600万円を超過していること

行使可能割合：30%（上記（a）と合わせて50%）

（c）経常利益が9億3700万円を超過していること

行使可能割合：50%（上記（a）及び（b）と合わせて100%）

②上記①にかかわらず、新株予約権者が下記（a）乃至（d）に掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（a）平成27年12月1日から平成28年11月30日までは、平成27年8月期の有価証券報告書の提出日に確定した行使可能割合の50%まで

（b）平成28年12月1日から平成29年11月30日までは、平成27年8月期の有価証券報告書の提出日に確定した行使可能割合に、平成28年8月期の有価証券報告書の提出日に新たに確定した行使

可能割合の50%を加算した割合まで  
(c) 平成29年12月1日から平成30年11月30日までは、平成28年8月期の有価証券報告書の提出日までに確定した行使可能割合に、平成29年8月期の有価証券報告書の提出日に新たに確定した行使可能割合の50%を加算した割合まで

(d) 平成30年12月1日から平成33年12月1日までは、平成29年8月期の有価証券報告書の提出日までに確定した行使可能割合

③新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 第10回新株予約権

##### 新株予約権の数

38個

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式800株とする。なお、付与株式数は、当社取締役会による新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率  
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は取締役会の決議をもって、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

36個

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式800株とする。なお、付与株式数は、当社取締役会による新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率  
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は取締役会の決議をもって、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

令和3年1月31日変更 令和3年3月19日登記

34個

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式800株とする。なお、付与株式数は、当社取締役会による新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率  
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は取締役会の決議をもって、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

令和3年4月30日変更 令和3年6月22日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式3万400株

ただし、付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

当社普通株式2万8800株

ただし、付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

令和3年1月31日変更 令和3年3月19日登記

当社普通株式2万7200株

ただし、付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

令和3年4月30日変更 令和3年6月22日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

①当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。調整後行使価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。（時価とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、1円未満を切り捨てる。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、株式の新規発行を行う場合には「処分する自己株式数」を「新規発行株式数」と読み替えるものとする。

③当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は取締役会の決議をもって、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年1月15日から平成36年1月14日まで

新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年等の事由による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

②各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。

③新株予約権の相続、譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合または「新株予約権割当契約」に定める取得事由に該当することとなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

第12回新株予約権

新株予約権の数

5200個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式52万株とし、下記「新株予約権の目的たる株式の

種類及び数又はその算定方法」により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。但し、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×

分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後 調整前 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

行使価額 行使価額  
なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2023年1月20日から2026年1月19日（但し、2026年1月19日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）まで

新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年8月期乃至2023年8月期のいずれかの期において、当社の経常利益が黒字となった場合、本新株予約権を行使することができる。なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用者であることを要する。但し、任期満了による退任および定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権の一部行使はできない。

⑥本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割につ

いての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

令和 3年 1月19日発行

令和 3年 3月19日登記

### 第13回新株予約権

新株予約権の数

1700個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式17万株とし、下記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権1個当たりの発行価額は、1,202円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金3,105円（本新株予約権の発行決議日の前日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式普通取引の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後 調整前

$$= \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times$$

行使価額 行使価額

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2023年1月20日から2026年1月19日（但し、2026年1月19日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）まで

新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年8月期乃至2023年8月期のいずれかの期において、当社の経常利益が黒字となった場合、かつ、2021年8月期乃至2025年8月期のいずれかの期において当社の売上高およびGMV（1年間のオーダー数 × 平均注文単価）が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予

	<p>約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。</p> <p>(a) 2021年8月期乃至2025年8月期までのいずれかの期で売上高が280億円を超過した場合 30%行使可能</p> <p>(b) 2021年8月期乃至2025年8月期までのいずれかの期で売上高が600億円を超過した場合 上記(a)を含めて40%まで行使可能</p> <p>(c) 2021年8月期乃至2025年8月期までのいずれかの期で売上高が970億円を超過した場合 上記(b)を含めて50%まで行使可能</p> <p>(d) 2021年8月期乃至2025年8月期までのいずれかの期でGMVが1,600億円を超過した場合 30%行使可能</p> <p>(e) 2021年8月期乃至2025年8月期までのいずれかの期でGMVが2,500億円を超過した場合 上記(d)を含めて40%まで行使可能</p> <p>(f) 2021年8月期乃至2025年8月期までのいずれかの期でGMVが3,400億円を超過した場合 上記(e)を含めて50%まで行使可能</p> <p>なお、経常利益および売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益および売上高を参照し、GMVの判定においては当社の有価証券報告書に記載されるKPI指標を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任および定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>令和</td> <td>3年</td> <td>1月19日発行</td> </tr> <tr> <td>令和</td> <td>3年</td> <td>3月19日登記</td> </tr> </table>	令和	3年	1月19日発行	令和	3年	3月19日登記
令和	3年	1月19日発行					
令和	3年	3月19日登記					
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社						
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社						
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社						
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社						
登記記録に関する事項	令和2年12月1日大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号から本店移転 令和3年1月4日登記						

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。